

国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー称号授与規程

制定 平成23年10月1日 23規程第23号

最終改正 令和7年4月1日 令06規程第37号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー（以下「名誉リサーチャー」という。）の称号の授与について必要な事項を定めるものとする。

(授与の基準)

第2条 名誉リサーチャーの称号は、研究所の研究職員として5年以上在職した者であって、退職し、かつ、60歳以上の者のうち、次の各号の一に該当する者に対して授与することができる。

- 一 研究所の研究センター若しくは研究部門の長の経験者、又は首席研究員の経験者であって、優れた研究業績があった者
- 二 その他、前号に掲げる者と同等の業績があった者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対して、名誉リサーチャーの称号を授与することができる。

- 一 研究所に職員等として在職して退職した者であって、研究所における研究業績が特に顕著であり、かつ、関係する研究戦略本部長、領域長又は総合センター長から推薦のあった者

- 二 旧工業技術院に研究職員として在職したことがある者であって、理事長が特に認める者
(被授与者の決定)

第3条 理事長は、前条に該当すると認められる者がいるときは、名誉リサーチャーの称号を授与される者（以下「被授与者」という。）を決定する。

(称号の授与)

第4条 名誉リサーチャーの称号の授与は、名誉リサーチャー記(別紙様式)を交付して行う。

(称号授与の取消し)

第5条 理事長は、被授与者がその名誉を汚す行為を行ったと認めるときは、名誉リサーチャーの称号を取消することができる。

2 理事長は、前項の規定により、称号の取消しを行う決定をしたときは、前条の名誉リサーチャー記を返付させるものとする。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (24規程第10号・一部改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（24規程第63号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー称号授与規程第2条第1項第1号に該当する者として名誉リサーチャーの称号を授与された者は、この規程の相当規定により授与された者とみなす。

附 則（27規程第48号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

番 号

国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー記

氏 名 殿

年 月 日 生

国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャーの称号を授与する。

平成 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長 ○○ ○○ 印